

# 江戸川区福祉事務所からのお知らせ

## 就労収入(働いて得た収入)の認定について

生活保護制度では、世帯のすべての収入が国の定める基準額（最低生活費）を下回るときに、その不足分が保護費として支給されます。

しかし、就労収入の場合、福祉事務所に届け出ることによって必要経費（通勤の交通費、社会保険料、所得税など）の他、次のような控除により一定の金額を手元に残すことができます。

### ■就労収入に対する控除の例

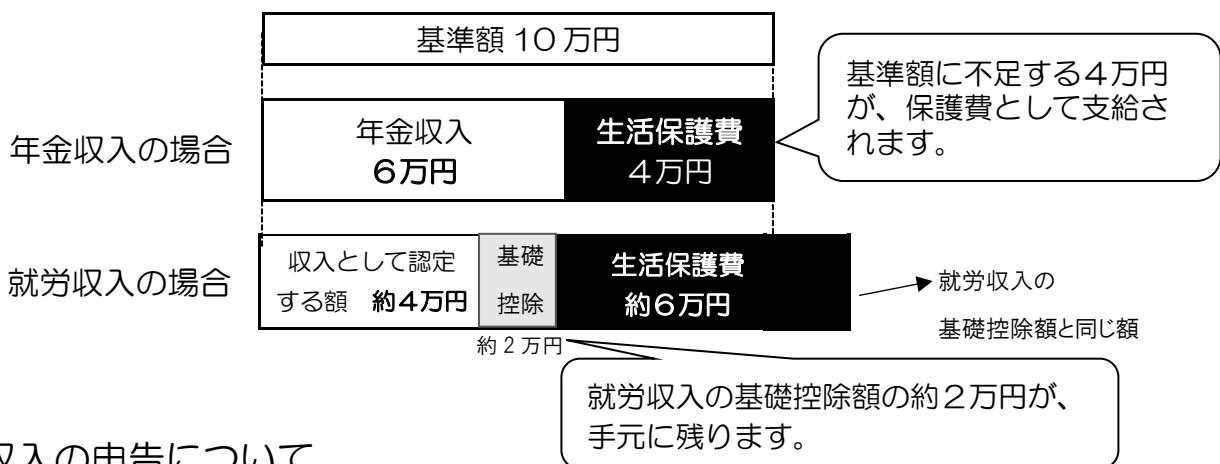
名称	内容	控除額
基礎控除	就労収入がある場合、給与額に応じて決められた一定金額が収入から除かれます。	15,199 円までは収入額と同額（それ以上は収入に応じて増額）
20 歳未満控除	20 歳未満の就労収入がある場合、基礎控除の他に一定金額が収入から除かれます。	11,900 円

※控除の詳細内容は、担当のケースワーカーまでお問い合わせください。

### ■就労収入とその他の収入の比較

※就労収入以外は基本、基礎控除の適用はありません。

〈例〉基準額が 10 万円、収入が 6 万円（基礎控除約 2 万円）の場合



### ■収入の申告について

就労収入があった場合は、すみやかに福祉事務所まで申告してください。

申告がないまま後日の課税調査などで収入が発覚した場合は、控除が受けられないだけでなく、不正受給とみなされ全額を返さなければなりません。

また、悪質と判断した場合には、返す金額が増やされたり、刑罰が科されたりする場合があります。